

令和7管理年度以降の配分に関する くろまぐろ部会での議論の進め方

1. 基本方針

本年7月のWCPFC北小委員会の結果等を踏まえ、増枠の可能性があると認められる場合、第10回以降のくろまぐろ部会を開催することとする。

2. 審議事項

第10回以降のくろまぐろ部会では、漁業法に基づく、くろまぐろに関する漁獲可能量の令和7管理年度以降の配分のあり方について、調査審議する。

3. 議論の進め方

- (1) 第9回くろまぐろ部会において取りまとめられた「令和4管理年度以降のくろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方について」に基づいて行われている現状の配分のあり方について、WCPFCにおける議論の状況を念頭に置きつつ、見直すべき事項や追加する要素があるか検討する。
- (2) 部会委員での総合討論を行い、令和7管理年度以降の配分についての考え方をまとめる。